（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十四条　施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第九十条第四項（旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第百七十五条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十六条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第十八条中「六年間行わない」を「これらを行使することができる時から六年間行使しない」に改める。

（引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十六条　施行日前に前条の規定による改正前の引揚者給付金等支給法第十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第百七十七条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（理事の自己契約等）」に改め、同条中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百七十八条　施行日前に行われた理事と組合（前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三条に規定する組合をいう。）との利益相反行為については、前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下この条において「新生活衛生法」という。）第三十三条（新生活衛生法第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国民健康保険法の一部改正）

第百七十九条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百十一条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十条　施行日前に前条の規定による改正前の国民健康保険法第九十一条第二項又は第百十条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第百八十一条　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第百八十二条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百一条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百二条第一項中「（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）」を削り、「支給事由」を「支給すべき事由」に改め、「経過したとき」の下に「、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」を加え、同条第三項中「給付を受ける権利」を「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」に改め、同条第四項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第五項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百三条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条　施行日前に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「旧国民年金法」という。）第百一条第三項（旧国民年金法第百三十八条及び附則第九条の三の二第六項において準用する場合を含む。）又は第百二条第五項（旧国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の国民年金法（以下この項において「新国民年金法」という。）第百二条第一項（新国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第百八十四条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

第八十四条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十五条　施行日前に前条の規定による改正前の中小企業退職金共済法第八十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（じん肺法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第百八十六条　次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

一　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第三十八条

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十一条

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第百八十七条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。